



全般的事項、国庫補助金、 叙勲

初等中等教育局 健康教育・食育課
庶務・助成係

令和5年度予算 事項別表

文部科学省所管 一般会計

(初等中等教育局健康教育・食育課)

事 項	前 年 度 算 額	令 和 5 年 度 予 算 額	比 較 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
(組織) 文部科学本省	745,936	756,908	10,972	
(項) 文部科学本省共通費	765	765	0	
文部科学本省一般行政に必要な経費				
文部科学本省事務処理				
主催事業実施状況調査等の実施	765	765	0	健康教育に関する調査・指導の実施
(項) 初等中等教育振興費	745,171	756,143	10,972	
健やかな体の育成に必要な経費	646,786	660,122	13,336	
学校保健の推進	489,704	502,947	13,243	学校保健推進事業 502,947 (489,704) (1) がん教育等外部講師連携支援事業 31,564 (31,578) (2) 健康教育関係調査費等 15,363 (15,362) (3) 学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業 320,346 (372,369) (4) 児童生徒の近視実態調査事業 69,878 (58,619) (5) 脊柱側弯症検診に関する調査研究事業 11,963 (11,776) (6) 養護教諭の業務の在り方に関する調査研究事業 9,993 (0) (7) 学校保健推進体制支援事業 43,840 (0)
食育の推進	78,462	88,874	10,412	学校給食・食育総合推進事業 88,874 (78,462) (1) 学校給食地場産物使用促進事業 44,980 (46,125) (2) 食に関する健康課題対策支援事業 27,099 (0) (3) 学校給食に関する衛生管理の調査・指導等 16,795 (23,990) (4) 前年度限りの経費(学校給食・食育の諸課題に関する調査研究事業(要望・課題への対応)) 0 (8,347)
日本学校保健会補助	78,620	68,301	△ 10,319	(1) 普及指導事業 23,459 (39,491) (2) 調査研究事業 17,526 (9,525) (3) 健康増進事業 27,316 (29,604) 計 68,301 (78,620)
教育機会の確保に必要な経費	98,385	96,021	△ 2,364	
へき地児童生徒援助費等補助	45,155	45,790	635	保健管理費 45,790 (45,155) (1) 医師等派遣事業 33,055 (32,420) (2) 心臓検診事業 12,735 (12,735)
要保護児童生徒援助費補助	53,230	50,231	△ 2,999	医療費等 50,231 (53,230) (1) 医療費 49,200 (52,113) (2) 学校給食費 1,031 (1,117)

1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

619百万円(619百万円)

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費

1,088百万円(1,236百万円)

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助(補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

238百万円(238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他

204百万円(204百万円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3～5級地)、学校間移動費、**保健管理費**

3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1/2

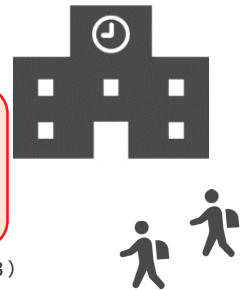
(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)

○医師派遣等

対象：へき地教育振興法で指定されたへき地学校(準へき地校含まず)であって、学校から医療機関までの距離4km以上あるものに限る。経費20万円以上の事業に限る。

○心臓検診

対象：へき地教育振興法で指定されたへき地学校及びへき地学校に準じる学校であって、小学校第1学年及び第4学年、中学校第1学年を対象とするものに限る。経費6万円以上の事業に限る。



要保護児童生徒援助費補助金

背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない。**」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行うこと**とされている。



目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する。**



事業内容

【要保護者への就学援助】(令和2年度 約10万人)

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」(就学援助法)「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

- ◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、**医療費、学校給食費**

- ◆令和5年度予算額

- ・「新入学児童生徒学用品費等」の**単価引き上げ**
中学校：60,000円 → 63,000円(+3,000円)



【参考：準要保護者への就学援助】(令和2年度 約123万人)

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程のみ)

実施主体 市町村等

補助割合 国 1/2、市町村等 1/2

対象者 生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費 市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業

教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

令和 4 年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）

要保護児童生徒等への就学援助については、平素より格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
標記補助金の事務処理について、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金
交付要綱」等のほか、下記のとおり留意事項を取りまとめましたので、遺漏のないようお取り扱い願
います。

文部科学省においては、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）に基づき、
市町村が行う就学援助の適切な運用及びきめ細やかな広報など就学援助の充実を図ることを目的とし、
就学援助の実施状況等について定期的な調査を実施するとともに、『就学援助ポータルサイト』におい
て、要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助制度の周知方法、準要保護の認定基準等を公表しており
ます。

各都道府県教育委員会においては、各市町村教育委員会に対し、援助の必要な児童生徒の保護者に対
して漏れなく就学援助が実施されるよう、調査結果を参考に、できるだけ多くの広報手段等を活用する
など、就学援助の趣旨及び申請手続に係る周知の徹底について、御指導願います。

また、平成29年度より、小学校等についても、就学予定者に対する「新入学児童生徒学用品費等」の
入学前支給分を国庫補助の対象としておりますので、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよ
う、各市町村教育委員会に対し、入学前支給の実施について、検討を促していただくよう、願いま
す。これに加え、令和 2 年 6 月の要綱改正において、「オンライン学習通信費」を新たに補助対象費目
として追加しております。令和 4 年度は一人一台端末本格運用 2 年目を迎え、全国で端末の持ち帰り等
が進むことも想定されますので、遺漏なきよう併せて周知願います。

準要保護者に係る就学援助費については、所要の事業費が地方財政計画に計上され地方交付税を算定
する際の基準財政需要額に算入されております。このことに鑑み、各市町村教育委員会において、予算
の確保等、当該事業が適切に実施されるよう併せて御指導願います。

なお、平成30年10月から段階的に実施された生活保護基準見直しに伴う対応として、従来より要保護
者として就学援助を受けていた者については、令和 4 年度においても引き続き国による補助の対象とし
ます。地方自治体で独自に実施されている準要保護者に対する就学援助についても、この政府の対応方
針等の趣旨を御理解いただき、適切に御判断・御対応いただくよう、域内の市町村に対し周知願いま
す。

記

1 補助金の交付手続について

- (1) 補助金の交付手続については、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）」によること。
- (2) 都道府県教育委員会は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）から標記補助金の交付申請及びこれに添付する書類の提出があった際は、その内容が関係法令、交付要綱及びその他当該補助金に係る関係通知に照らし適切なものであるかどうかを審査の上、文部科学大臣に令和4年8月31日（水）までに送付すること。
- (3) 変更交付申請を必要とする場合は、交付申請書に準じた変更交付申請書を別途通知する期日までに提出すること。
- (4) 交付申請を行う前に、市町村合併等があった場合には、当該合併等前の市町村に対する内定額の合計を、当該合併等後の市町村の内定額とすること。
この場合、市町村は、当該合併後の市町村として交付申請するものとし、都道府県は、(2)により交付申請書類を文部科学大臣に提出する際に、別紙様式1を添付すること。
- (5) 特別支援教育就学奨励費補助金に係る交付申請については、別途の通知に基づいて行うこと。

2 事業計画書について

交付申請書に添付する事業計画書は、市町村における従前からの事業の実績を勘案し、事業計画と実績とがかけ離れることがないように適切な内容により作成すること（変更交付申請時と同じ。）。
なお、同計画書における配分人員及び国庫補助限度額は3に掲げるとおりであること。

3 内定額等について

(1) 学用品費等

学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの、宿泊を伴わないもの）、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等及びオンライン学習通信費（以下「学用品費等」という。）にあっては、貴都道府県教育委員会管下各市町村に対する配分額は、別添1「令和4年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等・学校給食費）に係る内定額一覧表」のとおりであること。

なお、市町村教育委員会に対して行う内定額の通知は、別紙様式2によること。

(2) 医療費

- ① 貴都道府県教育委員会管下市町村分の医療費に係る児童生徒数の配分については、別添2「令和4年度要保護児童生徒援助費補助金（医療費）に係る配分通知書」のとおりであること。
- ② 市町村への配分に当たっては、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第26条の規定により算定した数（以下「基準児童生徒数」という。）を基準とし、要保護児童生徒援助事業が円滑、適正に執行できるよう事業計画の内容等を勘案し、基準児童生徒数等に過不足を生ずるおそれのある市町村に対しては、各都道府県に配分された被患者延べ数の範囲内で、当該市町村の基準児童生徒数から不用数を減じ、又は必要数を加える等必要な調整を行い児童生徒数を配分することができること。

また、市町村教育委員会に対して行う内定額及び配分通知は、同規則第7号様式によること、文部科学大臣に対して行う配分通知は、同規則第6号様式によること。

- ③ 申請に当たっては、上記①により配分された児童生徒数に6（2）の「医療費の平均額」を乗じた額の範囲内で申請を行うこととし、過不足が生じる場合は状況報告書提出後に調整を行うこととしていること。

(3) 学校給食費

貴都道府県教育委員会管下各市町村に対する配分額は、別添1「令和4年度要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等・学校給食費）に係る内定額一覧表」のとおりであること。

なお、市町村教育委員会に対して行う内定額の通知は、別紙様式2によること。

4 就学援助の適切な実施について

- (1) 経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対する市町村の就学援助は、教育の機会均等の精神に基づき、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるように配慮し実施すべきものであることに鑑み、市町村の教育委員会は、この制度の趣旨の徹底を図るとともに、保護者に対しては、広報等を通じ、この制度の趣旨及び申請手続について、周知徹底を図ること。

また、校長のほか、スクールソーシャルワーカーの活用や、必要に応じて福祉事務所の長や民生委員、自立相談支援機関の相談支援員等との連携により、援助の実施漏れがないようにすること。

- (2) 就学援助の対象となる者の認定に当たっては、その者の経済的状況を適切に把握して行うこと。認定手続きを全て学校に任せてしまうことや、保護者の申請の有無のみによって認定することのないようにすること。
- (3) 申請書を受け付ける際は、記入漏れなど申請書に不備のないよう注意するとともに、認定に係る関係書類は常に整備しておくこと。
- (4) 就学援助を必要とする者が多い地域における就学援助については、認定及び支給が公正かつ遺漏なく行われるよう特に留意すること。
- (5) 転入学又は被災、家計急変など、年度の中途において認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮すること。
- (6) 公立小中学校に在籍する外国人の児童生徒に係る就学援助については、日本人子女の場合に準じて同様の取扱いをすること。

なお、各種学校の在籍者は就学援助の対象とならない。

- (7) 転入学者の場合は、転入前の市町村と連絡を密にし、重複受給とならないようにすること。
- (8) 我が国に在留する外国人及び我が国の義務教育対象年齢の外国人子女が近年増加傾向にあることに鑑み、就学援助制度の周知については、新入学相当年齢の外国人子女及び学齢相当の外国人子女の保護者が入学を決定する前の適時に行うことにも配慮すること。

また、就学援助制度を説明する資料の作成に当たっては、外国人の居住状況等をも踏まえつつ、国際的に公用語として取り扱われている英語や外国人登録の多い国籍（出身地）の者が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること。

- (9) 外国からの転入学者についても、就学援助制度の周知は、児童生徒及び保護者が入学を決定する前の適時に行うなど、援助の実施漏れがないようにすること。
- (10) 学用品費等については、国立学校及び私立学校も含め、居住している市町村の区域外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に在籍する者についても、居住している市町村において就学援助の対象とすること。
- (11) 住所を有することの確認に当たっては、一定の信頼が得られると判断できる書類により居住地等の確認を行うなど、柔軟な対応を行うこと。

5 その他の留意事項

- (1) 市町村がそれぞれの費目を給与する場合には、次に掲げる点に留意すること。

① 一般的事項

ア 要保護者に対する援助は、それぞれ関係法令の定めるところにより、適切に支給すること。

なお、修学旅行費・医療費以外の費目（学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、学校給食費、卒業

アルバム代等、オンライン学習通信費)については生活保護における教育扶助等において措置されているものであるから、教育扶助等と重複して給与することのないよう留意するとともに、現に生活保護を受けていない要保護者については、保護の実施機関に連絡して極力生活保護を受けるよう勧奨すること。

イ 要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること。

ウ 学用品費等の支給方法については、適切な方法により、金銭又は現物で、直接要保護者に対して行い、又は受領の委任を行う場合には、教育委員会が特別の事情があると認める場合を除き、校長に対して行うこととする。

また、学用品費等の受領について校長が要保護者から委任を受けている場合は、校長は金銭等の保管、学用品等の購入、引渡しに当たって、善良なる管理者の注意をもって事務処理に当たること。また、校長が要保護者等から委任を受けた場合は、委任状を整備しておくこと。

なお、学校給食費の援助を金銭により行う場合には、可能な限り校長が要保護者から委任を受け、その代理人として学校給食費を一括受領し、保管し、処理することとし、この場合には、必ず委任状を整備しておくこと。なお、援助を金銭により行わない場合は、この限りではないこと。

エ それぞれの費目の支給事務の取扱いについては、児童生徒の心情に配慮し、例えば申請書を直接保護者に郵送するなど、細心の注意を払って行うこと。

オ 教育委員会及び校長は、ランドセルや通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意すること。

カ 教育委員会及び教育委員会の補助機関としての校長は、支給に係る必要な証拠書類をその都度整備しておくこと。

キ 教育委員会は、受領について校長が要保護者から委任を受けている場合は、その学校に対し、定時及び随時に、適切な方法により、経理事務の監査を行うこと。

ク 災害その他不可抗力により学用品等を消失し当該学用品費等を再度給与することが必要な場合の経費は、補助の対象となるが、災害救助法の適用を受ける等の自然災害等によって本事業の対象となる者に対する支給については、支給人員、支給費目、補助金申請額等について通常分とは別に整理しておくこと。(なお、交付申請、交付決定については通常分と災害分をまとめて行うこと。)

ケ 年度中途認定者に対する支給は、学用品費にあつては、その状況に応じ支給単価の全部又は一部を、通学費にあつては、認定日に係る月以降分を支給すること。

コ 生活保護法に基づく教育扶助受給者に対して本補助金と同一の費目を重複して支給している場合は、その支給額は、本補助金の対象とはならないこと。

ただし、市町村が学期の始期等に当該学期分に相当する額を一括して支給した後に、一括支給に係る期間内において教育扶助が行われることとなった場合の当該一括支給に係る額は、補助の対象となること。この場合の教育扶助費は、既に支給済みの学用品費等との差額を支給することとなること(このことについては、厚生労働省社会・援護局と協議済みである。)。なお、教育委員会及び教育委員会の補助機関としての校長は、常に福祉事務所と連絡を取り重複支給の生じないよう留意すること。

②個別事項

ア 学用品費

補助の対象となる学用品は、児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習材料を含む。)であること。

ただし、使用度数の特に少ないもの及びぜいたく品と認められるものは、学用品費の効率的な使用という点から望ましくないこと。

イ 通学用品費

補助の対象となる通学用品は、児童又は生徒が通常必要とする通学用品(通学用靴、雨

靴, 雨がさ, 上ばき, 帽子等) であること。

なお, 小中学校の第1学年の児童生徒に対しては, 新入学児童生徒学用品費等で措置すること。

ウ 校外活動費(宿泊を伴わないもの。以下同じ。)

a 補助の対象となる校外活動費については, 交付要綱にその補助の範囲が定められているので留意すること。

なお, 学校内で行われる運動会, 学芸会等の学校行事に必要な経費及び学校外の活動であっても学校行事に含まれないものは, 校外活動費の補助対象とはならないこと。

ただし, 学校行事として行う芸術鑑賞は, 学校内で行われる場合も対象となるので留意すること。

b 市町村教育委員会は, 補助対象となった校外活動費について学校ごとに行き先, 日時, 参加者数, 経費及びその内訳を明らかにしておくこと。

エ 校外活動費(宿泊を伴うもの。以下同じ。)

a 補助の対象となる校外活動費については, 交付要綱にその補助の範囲が定められているので留意すること。

なお, 補助の対象となる校外活動費は学校行事として実施されるものであり, 学年を通じて1回を限度とすること。

b 市町村教育委員会は, 補助対象となった校外活動費について学校ごとに行き先, 日時, 参加者数, 経費及びその内訳を明らかにしておくこと。

オ 体育実技用具費

a 補助の対象となる体育実技用具費については, 交付要綱にその範囲が定められているので留意すること。

b 体育実技用具のレンタルに係る費用のうち, 児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費は補助の対象となること。

c なお, 補助対象品目の一部のみ(剣道の剣道衣又は防具袋のみ, スキーの金具又はストックのみ等)を支給する場合は, 体育実技用具費の補助対象とはならず, 一般の学用品費の補助対象となること。

カ 新入学児童生徒学用品費等

a 補助の対象となる新入学児童生徒学用品費等は, 新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品(ランドセル, カバン, 通学用服, 通学用靴, 雨靴, 雨がさ, 上ばき, 帽子等)であること。

b 新入学児童生徒学用品費等については, 児童生徒が入学時期の前後に自治体に転入又は転出をした場合, 支給漏れがないよう留意いただくとともに, 転出元の自治体で支給済みであれば, 転入先の自治体では支給しないこととする旨の規定を設けたり, 支給後に転出した者については, 転入先の自治体に支給済みの旨を連絡するなど, 二重支給とならないよう努めること。

c 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を実施していない自治体については, 実施に向けた検討を行うこと。

d 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施に当たっては, 認定時の年齢によって取扱いに差が生じないよう配慮を行うこと。

キ 修学旅行費

a 補助の対象となる修学旅行費は, 交通費, 宿泊費, 見学科並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代, 医薬品代, 旅行傷害保険料, 添乗員経費, 荷物輸送料, しおり代, 通信費, 旅行取扱料金であること。

b 交通費には, 空港使用料, 燃油サーチャージ料, 航空保険特別料金等に係る経費が含まれること。

c 宿泊費には, 次に掲げるものが含まれること。

- ・ 宿泊に当たり旅館等から一定の割合で請求される奉仕料

- ・ 宿泊に当たり旅館等から提供される食事に要する経費（補食、おやつ代を除く。）
- ・ 船中宿泊に当たり児童生徒全員が利用することとなる毛布等の寝具の借料
- d 見学科には、ガイド料、修学旅行の見学に当たり必要なパンフレット等に係る経費が含まれること。
- e 次に掲げる経費は、修学旅行費の補助対象とはならないこと。
 - ・ 3級以上のへき地学校の児童生徒に係る修学旅行費については、「へき地児童生徒援助費等補助金（高度へき地修学旅行費）」の補助対象となり、本補助金の対象から除かれること。
 - ・ 学校行事として実施されたものではない旅行等（夏期休業日等に実施された臨海・林間学校）に要する経費。
 - ・ 自由行動中に係る経費及びグループ行動（班別行動）中の経費（児童生徒に共通に係る経費を除く。）並びに旅行に最低限必要とされるもの以外の経費。
- f 市町村教育委員会は、補助対象となった修学旅行費について、学校ごとに行き先、日時、参加者数、経費及びその内訳を明らかにしておくこと。

ク 通 学 費

- a 補助の対象となる通学費については、交付要綱にその補助の範囲が定められているので留意すること。

なお、雨期又は積雪期等で通常の徒歩等による通学が困難なため一定の季節又は月を単位として、常態として、交通機関を利用する場合の交通費の補助については、豪雪地帯に係る取扱いと同様とすること。
- b その地域のほとんど全ての児童生徒が、通学に当たって自転車を利用している場合、通学用自転車の購入費を通学費に含めて差し支えないこと。

ただし、他に公共交通機関等がある場合には、最も経済的な経路及び方法により通学することを原則とすること。
- c 「へき地児童生徒援助費等補助金（遠距離通学費）」に係る補助事業との重複がないように留意すること。
- d 交付要綱別記1の1（2）通学費ただし書中、「小学校又は中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童又は生徒に係る通学費」については、次の方法で算定すること。
 - ・ 対象となる経費の範囲は、児童生徒が、原則として最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（その者が通学に利用する交通機関（旅客運賃を徴して交通の用に供する軌道、索道、一般乗合自動車、船舶等）の旅客運賃及び都道府県、市町村又は校長がその者の通学の用に供するため公営又は民営のバス・タクシー会社等との間に締結する運行委託料が最も経済的な場合はその額とする。）の額とする。

また、通学費の算定に当たっては、通学の経路・方法等について、児童生徒の心身の発達段階、障害の状態・特性等、通学の安全性等の実情を考慮して行うものとする。
 - ・ 次に掲げるものはこれを通学費に含めても差し支えない。
 - (ア) 児童等の障害の状態・特性等を考慮して校長が適当であると認めた場合の自家用車の運行に要するガソリン代。ただし、保護者等が自家用車等で通勤途中等に、児童等を学校へ送迎する場合を除く。

なお、これについては、1日当たりの自宅と学校との1往復に要する経費とすること。この場合のガソリン代の算定に当たり、市町村教育委員会は、車の型式、ガソリン単価等を考慮した妥当な規定を作成し、当該規定に基づき行うこと。
 - (イ) スクールバスの運行中止により、通学のため交通費を必要とする場合の交通費。
 - (ウ) 常態として、自転車等を利用して通学する場合の自転車等のパンク修理代、預り料等。
 - ・ 通学費の算定は、実態に即して行うものとするが、保護者等に対してその経済的効果を図るため長期の定期乗車券の購入、身体障害者運賃割引等の利用について十分指導するものとする。

ただし、学期末等において授業日数等の関係上、回数乗車券等を利用することがより経済的である場合はこれによるものとする。

- ・ 定期乗車券を紛失した場合は、事実を確認した上、紛失後に係る経費を補助対象として差し支えない。

ケ 学校給食費

学校給食費の補助は特別の場合を除き、年間継続して行うこと。

コ 医療費

「医療費の平均額」については、各市町村に補助金申請の枠を示すためのものであるため、実際の援助に当たっては、治療に要した費用の実績に応じ、「医療費の平均額」を超えて援助することは差し支えないこと。

サ クラブ活動費

クラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費とする。

シ 生徒会費

生徒会費（児童会費、学級費、クラス会費を含む。以下同じ。）として一律に負担すべきこととなる経費とする。

ス P T A会費

学校・学級・地域等を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費とする。

セ 卒業アルバム代等

児童生徒の卒業時に係る費用のうち、卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費とする。（USBメモリやDVD等の記憶媒体を含む。）

ソ オンライン学習通信費

I C Tを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費とする。（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）

- (2) 当該補助金の市町村負担分に係る財源については、所要の事業費が地方財政計画に計上され、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されているので、就学援助を必要とする者に対する支給は遺漏なく行われるようにするとともに、児童生徒1人当たりの支給額は、交付要綱等における補助額に見合うように配慮すること。

6 補助限度額算定の基礎となる児童生徒1人当たりの額

(1) 学用品費等

交付要綱別記1の1に定める児童又は生徒1人当たりの単価は、次のとおりであること。
(国庫補助限度単価)

区 分	小 学 校	中 学 校
学用品購入費等	円 65,870	円 102,300
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 学用品費 通学用品費 校外活動費 体育実技用具費 新入学児童生徒学用品費等 クラブ活動費 生徒会費 P T A会費 卒業アルバム代等 オンライン学習通信費 </div>		

なお、修学旅行費については、市町村が支給した修学旅行費の児童又は生徒の1人当たりの平均給与額の2分の1の額が、また、通学費については、市町村が支給した通学費の2分の1の額が国庫補助限度単価であること。

ただし、上記の単価により算出した全ての費目の合計額が、国の予算（補助金内定額）を超える場合は、予算（補助金内定額）の範囲内において必要な調整を行い補助金の額を決定するものとする。

(2) 医 療 費

交付要綱別記1の2に定める児童及び生徒1人1疾病当たりの医療費の平均額は次のとおりであること。

(単位：円)

区分	医療費の平均額
小学校及び中学校	12,000
特別支援学校	12,000

(3) 学校給食費

交付要綱別記1の3に定める児童又は生徒1人当たりの補助標準額は次のとおりであること。

(単位：円)

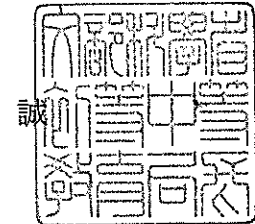
区分	完全給食	補食給食	ミルク給食
小学校	53,000	41,000	8,000
中学校	62,000	46,000	8,000



28文科初第1233号
平成28年12月14日

各都道府県教育委員会教育長
殿
関係各団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

叙勲及び褒章の推薦手続について（通知）

学校保健，学校安全及び学校給食に係る叙勲及び褒章の推薦手続については，平成29年秋以降，下記のとおり取り扱うこととしたので遺漏のないようお取り計らい願います。

記

1 選考の対象

(1) 叙勲対象者

学校保健，学校安全及び学校給食に係る叙勲の選考対象者は，次の各号のいずれかに該当し，かつ，年齢70歳以上の者であること。

- ① 学校保健，学校安全及び学校給食の分野において国の発展に貢献し，あるいは社会公共の福祉の増進に寄与したと認められる者で，関係団体役員歴がおおむね20年以上の者
- ② 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師にあつては，業務歴が40年以上の者

なお，次の各号に掲げる者は，上記に該当するとしても，対象としないこと。

- ① 国民感情にそぐわない者
- ② 戦前だけの功績の者
- ③ 前叙から7年を経過しない者
- ④ 褒章（紅綬褒章，紺綬褒章，災害救助活動による緑綬褒章及びオリンピック等における紫綬褒章を除く。）受章者であつて，受章後5年を経過しない者（病氣等特別の事情がある場合を除く。）

(2) 褒章対象者

学校保健，学校安全及び学校給食に係る褒章の選考対象者は，次の各号のいずれかに該当する者であること。

- ① 藍綬褒章

学校保健，学校安全及び学校給食に関する民間団体の長（これに相当する役職を含む。）として，おおむね20年以上在職し，その功績特に顕著な者

② 黄綬褒章

学校保健，学校安全及び学校給食に関する民間団体の職員として，業務に精励し，他の模範となる技術や事績を有する者

③ 緑綬褒章

学校保健，学校安全及び学校給食の分野において，自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「ボランティア活動」という。）におおむね20年以上従事している者又は10年以上従事し，活動内容が特に優れている者のいずれかであって，かつ，ボランティア活動により文部科学大臣又は都道府県知事の表彰を受けている者

なお，上記に該当するとしても，（1）なお書きの①又は②に該当する者は対象としない。

2 提出期限（ただし，別途健康教育・食育課より連絡がある場合はこの限りではない。）

（1）叙勲関係

① 春の叙勲（4月29日発令）

前年の7月中旬まで

② 秋の叙勲（11月3日発令）

当該年の1月上旬まで

（2）褒章関係

① 春の褒章（4月29日発令）

前年の7月中旬まで

② 秋の褒章（11月3日発令）

当該年の1月上旬まで

3 その他

（1）推薦に当たって必要な書類は，健康教育・食育課が別途連絡するところにより，同課に提出すること。

（2）書類提出後，候補者の死亡等が生じた場合は，速やかに健康教育・食育課へ連絡すること。

（3）候補者の推薦は，叙勲又は褒章の時期ごとに行うため，既に書類提出した者で叙勲又は褒章漏れとなっている者を再度次期以降候補者とする場合は，改めて書類を提出すること。

（4）叙勲候補者の推薦は，主たる功労に係る省庁等から行うこととなっているため，複数の経歴を有している場合については，必ず関係部局等と調整を行った上で書類を提出すること。

（5）団体として初めて推薦を行うなど，事前調整が必要な場合には，上記2の提出期限の1か月前までに，健康教育・食育課に相談の上，必要書類を提出すること。

【本件照会先】
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課 庶務・助成係
TEL：03-6734-2692
FAX：03-6734-3794
E-mail：kenshoku@mext.go.jp

勲章審査票

- 毎回様式が変わります。最新の様式を使用してください。
- 主要経歴が学校医等である場合、主要経歴欄には「現(元)学校医」、「現(元)学校歯科医」、「現(元)学校薬剤師」のいずれかを入力してください。その際現職、元職を明確にしてください。
- 履歴書と審査票で、掲載内容を一致させてください。
- 表彰歴は国からの表彰は記載必須としますが、そのほか医師会表彰や都道府県の表彰については特段記載いただく必要も問題ございません。
- 最終学歴以降の経歴に空白期間（在職不明の期間）がある場合、当該期間の状況について、備考欄に「在家庭」「開業準備」「不明」など記入してください。

履歴書

- 表彰歴は国からの表彰は記載必須としますが、そのほか医師会表彰や都道府県の表彰については特段記載いただく必要も問題ございません。

基本情報

- 外字は使用せず、常用体を使用してください。
- 主要経歴について、学校医（学校歯科医、学校薬剤師）について、現職の場合は「現学校医（学校歯科医、学校薬剤師）」と入力し、発令日までに退職されている場合は「元学校医（学校歯科医、学校薬剤師）」と入力してください。その際現職、元職を明確にしてください。
- 学校医等に係る功労名欄には、原則として「学校保健功労」と記入してください。

団体の規模及び事業概況調、その他関係書類

- 候補者が役員として関与していた時点で作成してください。
- 開業している個人経営の医療機関や役員を務める医療機関がある場合も作成してください。
- 医療機関にあつては、歯科医を含め、必ず備考欄に病床数を記入してください。病床なしの場合も、その旨明記してください。
- 履歴書に記載した対象者が所属する都道府県及び市区町村の医師会（歯科医師会、薬剤師会を含む）については、団体の規模及び事業概況調や歴代会長等調、定款等の関係書類を提出ください。そのほか学校医師会等の団体の役職等については、履歴書に記載いただくのみで十分であり、関係書類の提出は不要です。

学校規模調書、その他関係書類

- 学校規模調書と審査票・履歴書間で、在職期間が一致していないケースが散見されます。提出時に十分御確認ください。特に学校規模調書について、例えばR2.3.31まで在任した場合の元学校医等の最終年度はR2年度ではなくR元年度になります。
- 現職の場合、発令年度の児童生徒数まで記載する必要があります。秋叙勲の推薦資料提出において、提出期限が発令前年度末のため、お手数ですが、前年度末までの学校規模を記載した学校規模調書の紙媒体を一旦前年度末に御提出いただき、発令年度の5月末までに当該年度の学校規模を追記の上、電子媒体で再提出ください。
- 児童生徒数の平均が100人未満であつて、へき地学校に勤務する学校医等については、在職した全ての学校の所在地がわかる地図を添付してください。在任期間中の在籍園児、児童、生徒数が平均100人を超える場合は、地図の添付は不要です。
- へき地学校（辺地度数が100点以上）での在任期間を含めないと40年に満たないものについては、辺地度数が分かる資料を提出ください。また、当該者については内閣府提出後に「当該者を推薦することが適切である理由書」を御提出いただく必要が生じる事が多いため、事前に御準備いただけますと幸いです。
- 春叙勲の推薦書類提出において、現職の場合は、勤務している学校の直前年度の児童生徒数を必ず記載してください。

功績調書

- 功績調書に記載された履歴については、勲章審査票及び履歴書にも記載してください。功績調書に記載された履歴と勲章審査票及び履歴書に記載された履歴の内容が一致していないケースが散見されます。提出時に十分御確認ください。

刑罰等調書

- 調書は、春叙勲であれば前年の4月29日以降、秋叙勲であれば前年の11月3日以降に作成されたものを提出してください。
- 様式は別紙様式7を用いてください。（これ以外の様式により提出された場合は差し替えを求めます。）

提出時の留意点

- 基本情報及び事前協議資料と、本申請資料の提出期限は異なりますので、十分御留意ください。また、紙媒体の提出は期限必着です。
- 紙媒体は、勲章審査票は片面印刷、功績調書及び履歴書は両面印刷で提出してください。
- こより、ホッチキス留め、パンチ、インデックスは厳禁です。
- 紙媒体提出に際し、クリップやファイル等は、必要最低限の使用をお願いいたします。

その他詳細については、送付しております「事務連絡」や「推薦資料の作成要領」等を御参照ください。

